

決議案第4号

筑波山中腹での太陽光発電所の設置に反対する決議

上記の決議案を次の通り提出します。

平成27年12月16日

提出者	つくば市議会議員	神谷大蔵
賛成者	つくば市議会議員	小久保貴史
	〃	五頭泰誠
	〃	小野泰宏

筑波山中腹での太陽光発電所の設置に反対する決議

日本百名山の一つである「筑波山」は、万葉集においても多くの歌が選ばれるなど、古くから多くの人に愛されるとともに、筑波山神社を中心として、古代より神の山として崇められている。更に、つくば市のみならず、関東一円、ひいては日本全国の多くの人々から親しまれている山でもある。

しかし、今、そのような貴重な筑波山中腹付近において、国定公園区域内に3カ所、区域外に1カ所の合計4カ所となる大規模な太陽光発電所が設置されようとしている。既に、一部では貴重な森林が伐採されるとともに、筑波石までもが撤去され、一面に赤土の大地が剥き出しになっている状況である。

筑波山傾斜地における安易な開発は、美しい景観を大きく損なうことのみならず、保水量の激減とともに、土砂等が流れ出す危険性をはらんでいる。

筑波山地域で土砂災害が発生すると、住民の生活や観光に供する道路が、長期間通行不能になる恐れがあり、地元住民の生活や観光者及び観光事業者に対する絶大な影響が予測される。

これらのことから、筑波山中腹での太陽光発電所の設置に反対する。

以上決議する。

平成27年12月16日

つくば市議会